

# 国民スポーツ大会スポーツライミング競技施設認定規定(改正案)

2024年12月10日

JMSCA国スポ委員会

変更後	変更前
<p>第4章 認定の基準 (認定の基準)</p> <p>第9条 施設の認定は、第2条の要件及び第10条の基準を満たしている場合、これを行うことができる。ただし、会場地の特性など特別な事情があると認められる場合これに限らない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、競技に著しい影響を及ぼすウォールのデザイン及び<b>ホールドの選定については、本協会国スポ委員会と協議</b>のうえ行わなければならない。</p> <p>3 (削除)</p> <p><b>令和6年12月10日 一部改訂</b></p>	<p>第4章 認定の基準 (認定の基準)</p> <p>第9条 第2条の規定が満たされていること。</p> <p>2 その他の認定に必要な条件は、第10条の基準をみたしうるものとする。ただし、基準に満たない場合であっても会場地の特性を考慮して認定することができる。</p> <p>3 ウォールのデザインは、<del>ルートセッターによる競技ルート設定に大きく関与するため、基本設計にあたっては、</del>本協会国スポ委員会と協議すること</p>

## <ポイント>

近年ではウォールデザインのみでなく、ホールドについても規格が更新されルートセット上の重要な要素となっており、競技に著しい影響を及ぼすようになってきている。このため、規定の文言整理を図りつつ、ウォールのデザイン及びホールドの選定にあたっては、本協会国スポ委員会及び当該大会のチーフルートセッターとの協議のうえ行わなければならない内容を追加した。